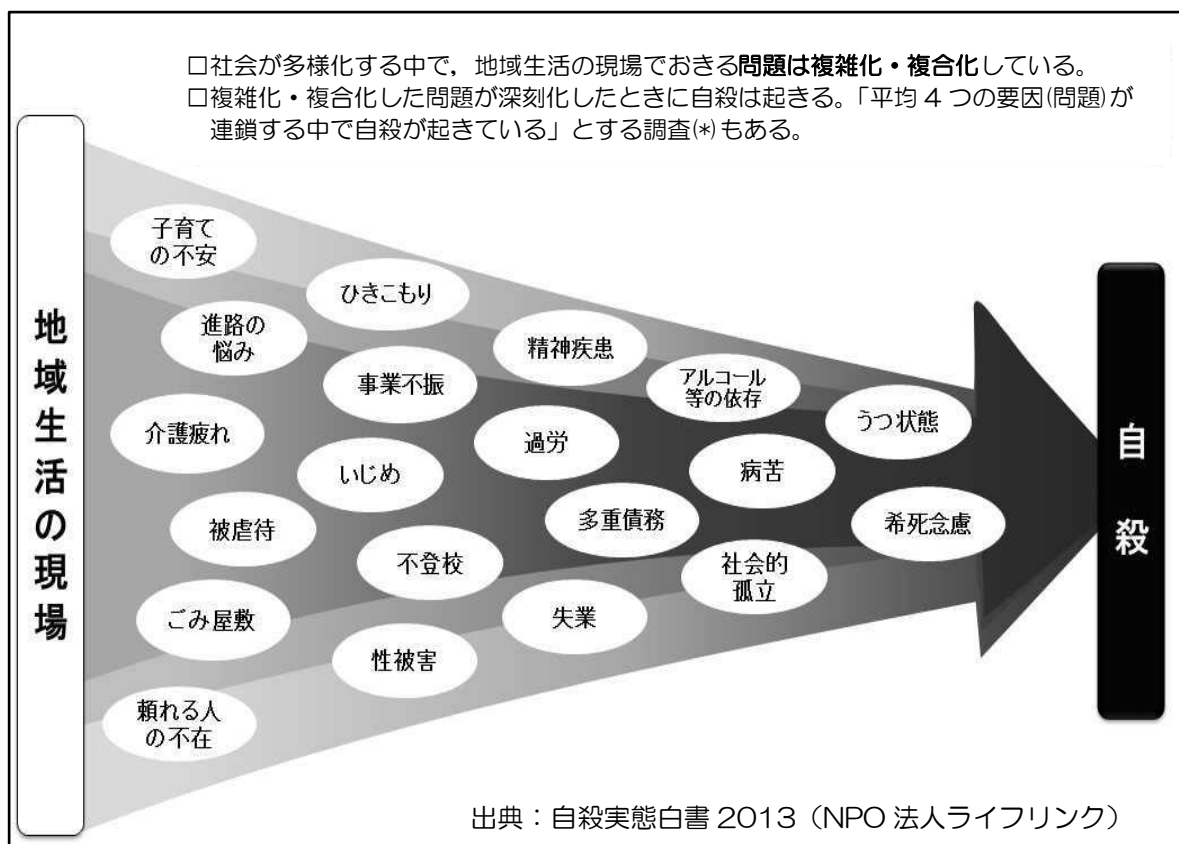


第6章 自殺対策計画

😊 1 基本的な考え方

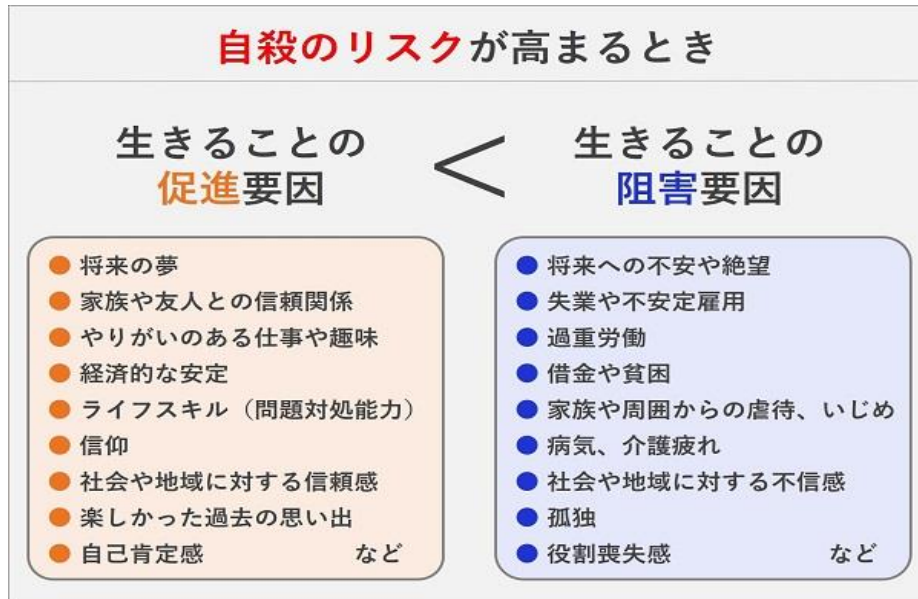
平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」ととらえられるようになりました。平成28年には、自殺対策をさらに強化するために自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い詰められてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。



自殺に追い込まれる要因は様々で、誰にでも起こりえる問題と言えます。自殺リスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係・危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺の危険要因）」が上回った時に、自殺のリスクが高まるとされています。

こうしたことから、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やすこと、言い換えると「**絶望を減らして希望を増やすこと**」が重要になります。



出典：NPO 法人ライフリンク

😊 2 数値目標

令和 8 年度までに年間自殺死亡率を 11.4 人以下

※ 自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺による死亡者数

国は、自殺総合対策大綱において、自殺死亡率について「先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、「令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年に比べて 30%以上減少」という数値目標を掲げています。

本市においては、「誰も自殺に追い込まれることのないひたちなか市」を実現するために、最終目標として「自殺者ゼロ」を目指していますが、当面の目標値として、国と同様に、令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを目指します。

ひとくちメモ

平成 27 年の自殺死亡率 16.3 人（年間自殺者数 26 人）は、当時の人口 159,480 人で算出。
令和 8 年の自殺死亡率 11.4 人（年間自殺者数 18 人）は、推計人口 154,116 人で算出。



3 自殺対策への取り組み

(1) 地域におけるネットワークの強化

《現状と課題》

自殺は様々な要因が重なり合って起こります。また、衝動的に突然行為に至るケースも少なくありません。

現在、市役所の各部署で様々な相談事業や支援事業を行っています。

これまで以上に地域の相談窓口や市役所の各相談窓口などの関係機関が連携を密にして、相談や支援につなげていく必要があります。

市役所各部署の相談窓口

| 相談内容 | 相談窓口及び支援内容 | 担当部署 |
|-------------|---|------------------------------|
| ①精神保健に関する相談 | 心の健康相談について、広く周知します。専門職（保健師・精神保健福祉士）による精神保健相談を行いながら、必要に応じた情報提供、関係機関との連絡調整を行います。 | 健康推進課 |
| ②生活困窮に関する相談 | 生活に困窮する方の相談で、就労など自立に向けた支援を行います。状況に応じて生活保護法に基づく保護を行い、最低限度の生活を保障しながら自立を助長します。 | 生活支援課 |
| ③妊産婦に関する相談 | 妊婦を対象とした教室や産婦健診などを通して、出産や育児に関する相談を行いながら、産後うつなどの精神的な不調が見られる場合は、関係機関との連携を図ります。 乳幼児健診を通して、育児に関する相談に応じ、必要な助言などを行い不安の軽減に努めます。 子ども（就学前）の発育に不安がある場合は、心理士等による発達相談を行います。 | 健康推進課 |
| ④児童福祉に関する相談 | 子ども（18歳未満）の養育に関する悩みごと、家族関係などの児童福祉に関する相談を行います。 ひとり親の方の自立に向けた生活全般の相談に応じます。 養育環境に課題がある家庭に対して、要保護児童対策地域協議会を通じた協議などを行います。 | 子ども政策課 |
| ⑤子育て相談 | 子育てで困った時、悩んだ時、保健師や保育士等と一緒に考え、アドバイスします。 | 健康推進課 子ども政策課 子育て支援センター |
| ⑥青少年相談 | 青少年や保護者の困りごとや悩みごとの相談を受けています。 | 青少年課 |

| | | |
|-------------|--|--------------------------------|
| ⑦教育相談 | 幼児の子育てに関する悩みや、小中学生の不登校、いじめ、友人関係、非行などの悩みについて、教育に関する専門の相談員が面接や電話・メールで相談に応じます。 | 教育研究所 |
| ⑧障害福祉に関する相談 | 障害者（児）に関する相談で、生活するうえで必要となる障害福祉のサービスの支給決定、障害者手帳の発行、自立支援医療の支給決定などを行います。 | 障害福祉課 |
| ⑨発達相談 | 中学生までの子どもの発達についての不安や悩みごとなどの相談に応じます。 | 障害福祉課 (みんなのみらい支援室) |
| ⑩高齢福祉に関する相談 | 高齢者に関する相談を行いながら、介護保険サービスの案内や介護保険以外の関連サービスを提供します。 認知症に関する相談に対し必要に応じて、認知症初期集中支援チームがサポートします。 | 介護保険課 高齢福祉課 (地域包括支援センター) |
| ⑪市民相談 | 民事的な困りごと、悩みごとの相談や相続、離婚、金銭貸借等の相談に応じ、専門の相談先等の案内を行います。 | 広報広聴課 |
| ⑫消費生活相談 | 消費契約に関するトラブルなどの相談を行います。 | 女性生活課 |
| ⑬女性のための相談 | 女性が日常生活で抱える様々な悩み、配偶者やパートナーによる暴力についての相談を行います。 | 女性生活課 |

あなたの悩みをご相談ください

茨城県内の主な相談窓口

| 相談内容は？ | 相談窓口名称 | 電話番号 | 相談時間等 |
|-------------------------------------|--------------------------------|--|--|
| 抱いた気持ちの悩み | 茨城いのちの電話 | 029-855-1000 029-350-1000 | つくば 毎日24時間 水戸 毎日24時間 |
| | いばらきこころのホットライン | 0120-783-556 | フリーダイヤル 毎月10日8:00～翌日8:00 |
| | | 029-244-0556 | 平日9:00～12:00/13:00～16:00 ※土日・年末年始休 |
| | | 0120-236-556 | フリーダイヤル上・日曜日 9:00～12:00/13:00～16:00 ※年末年始休 |
| 契約トラブルや 借金の返済等 | 消費者ホットライン (消費生活相談窓口案内) | 188 (全国共通ダイヤル) | 受付時間は相談窓口により異なります ※年末年始休 |
| | 経済・多量債務問題、 法的な問題 | 茨城県弁護士会（代表） | 029-221-3501 |
| 茨城司法書士会総合相談センター | | 029-212-4500 029-212-4515 029-306-6004 | 火曜日 16:00～18:00 |
| 関東財務局水戸財務事務所 多量債務相談窓口 | | 029-221-3190 | 平日8:30～12:00/13:00～16:30 |
| 茨テラスサポートダイヤル (法制度紹介・相談窓口案内) | | 0570-078374 | 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00 |
| 日本司法支援センター（法テラス） 茨城地方事務所 | | 050-3383-5390 | 平日9:00～17:00 |
| 仕事・職場など | 広域茨城カフセンシングセンター | 029-225-8580 | 月～土曜日 10:00～18:00 直接予約制 (相談受付 9:00～17:00) |
| | いばらき労働相談センター | 029-233-1560 | 平日 9:00～19:00 (相談受付は18:30まで) 第2・4土曜日 9:00～15:00 (相談受付は14:30まで) ※第1・3土曜日・日曜日・祝日・年末年始休 |
| いじめ、不登校、 不登校など | 子どもホットライン (18歳までの方) | 029-221-8181 | 毎日24時間 |
| | いじめ・体罰解消サポートセンター (各教育事務所内) | 県史029-221-5550 県北0294-34-4652 県庁0291-33-6317 県南029-823-6770 県西0296-22-7830 | 月・水 9:00～16:30 火・木・金 9:00～18:30 (R3.4月以降、変更の可能性あり) |
| | いばらき子どもSOS相談 | 詳しくは県教育委員会のHPをご覧ください | 毎日18:00～22:00 (R3.4月以降、変更の可能性あり) |
| | 子どもの権利110番 | 029-221-3501 | 平日 9:00～17:00 |
| 子どもの教育 | 子どもの教育相談 (茨城県教育研修センター) | 0296-71-3870 (電話相談) 0296-78-3219 (来所相談) | 毎日 8:00～21:00 ※年末年始休 平日 9:00～16:30 ※土日・年末年始休 |
| | 妊娠、出産、子育て 虐待相談、子育て、 家族関係 | 助産師なんでも相談相談 (一般社団法人茨城県助産師会) | 029-297-5433 |
| オンライントラブル（いばらき子どもの 虐待防止ネットワークあり） | | 029-309-7670 | 月・水・木曜日 10:00～15:00 ※土日・8/13～15・年末年始休 |
| DV、男女問題等 | 女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) | 029-221-4166 | 平日 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 ※年末年始休 直接予約（要予約）9:00～17:00 ※年末年始休 |



主な取り組み

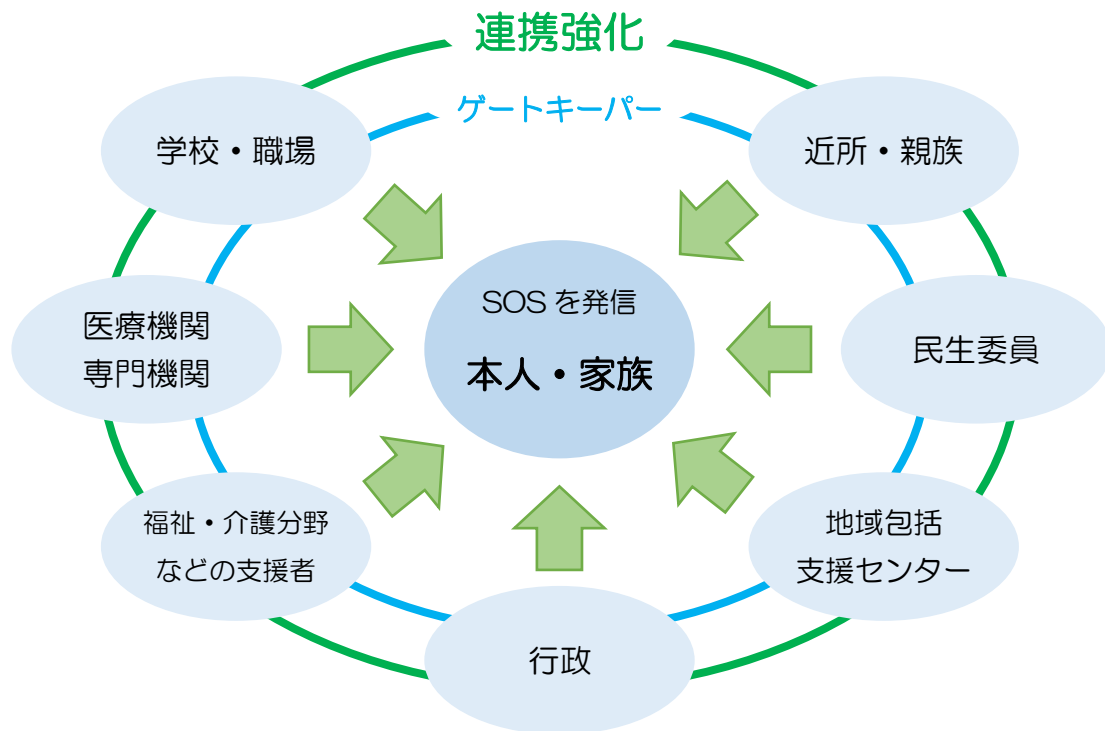
市民の取り組み

- 悩んだ時は、一人で抱え込まずに誰かに助けを求めることが出来るように、相談しましょう。
- 身近な人が悩んでいたら、声をかけ、話を聞いてあげましょう。

市の取り組み

○市役所内部及び外部の関係機関と連携強化に取り組みます。

| | |
|---|-------------------------|
| 自殺予防や心の健康づくりに関する個別の支援を通して、市役所各部署が連携の強化を図っていきます。 | 健康推進課 |
| 地域の組織及び民間福祉サービス事業所等において、相談・見守り・貸付け等の活動を展開しており、個別支援の機会に連携の強化を図っていきます。 | 生活支援課 障害福祉課 高齢福祉課 |
| 諸問題の包括的な解決を図る支援体制づくりを推進するとともに、ネットワークを強化していきます。 | 子ども政策課 介護保険課 |
| 市役所、地域の組織及び民間福祉サービス事業所等の担当者がそれぞれの業務において「生きることの促進要因」を増やす取り組みができるよう、情報提供を図っていきます。 | 地域包括支援センター その他関係機関 |



(2) 自殺対策を支える人材の育成

《現状と課題》

自殺の危険がある場合、本人の気づきだけでなく、周囲の気づきや声かけにより、早期発見・早期対応につながる可能性があります。市民一人ひとりが、身近な人の自殺のサインに気づき、声かけや見守りなどの適切な対応が行えるようにゲートキーパーを養成する必要があります。




平成 23 年より民生委員や市職員を対象にゲートキーパー研修会を年 1 回開催してきました。平成 27 年度からは、対象を市民に広げるとともに、年 2 回の開催とし、初めての受講者向けと 2 回目以降の受講者向けに内容を分けて実施しています。令和 2 年度までに延べ 15 回開催し、696 人の方が受講されています。

また、生きることの包括的な支援に関わる関係者や支援者等を含めた様々な分野で研修等を実施し、相談・支援体制を図る必要があります。

ひとくちメモ

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人です。

《ゲートキーパー研修会の実績と今後の取り組み》

| 年 度 | 開催回数・対象者 | 累計参加者 | |
|--------------------|---|---------|---|
| 平成 23～ 26 年度まで | 年 1 回(計 4 回) 民生委員・市職員 | 314 人 |  |
| 平成 27～ 令和元年度まで | 年 2 回(計 10 回) 市民・民生委員・市職員 | 646 人 |  |
| 令和 2 年度 | 年 1 回(コロナの影響により) 市民・民生委員・市職員 | 696 人 |  |
| 令和 3 年度 | 年 2 回 市民・民生委員・市職員 理美容業者等 | 766 人 | |
| 令和 4 年度～ 8 年度まで | 年 2 回 市民・民生委員・市職員 教職員・関係機関の支援者（子ども・障害者・高齢者等の様々な 分野における職種の方々） | 1,000 人 | |



主な取り組み

市民の取り組み

○ゲートキーパー研修会へ参加して、身近な人の自殺のサインに気付けるようにしましょう。

市の取り組み

○ゲートキーパー研修会を継続的に実施します。

| | |
|--|-------|
| ゲートキーパーの重要性を理解していただくとともに、誰もが身近な人の支えとなるための知識の習得を推進します。 | 健康推進課 |
| 臨床心理士やカウンセラーなどの専門職を講師とし、実際の相談場面を想定した参加者同士のロールプレイングを行い、より実践的・効果的な研修を行います。 | 健康推進課 |
| 教職員や関係機関の支援者など、より幅広い職種の方々に参加対象者を拡大していきます。 | 健康推進課 |

《指標》

| 指標 | R3現状値 | 目標値 | 目標値設定の考え方 |
|-------------------|-------|--------|-----------|
| ゲートキーパー研修会の累計参加者数 | 766人 | 1,000人 | 市独自 |

ゲートキーパーの心得

- 自ら相手とかかわるための心の準備をしましょう
- 温かみのある対応をしましょう
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝えましょう
- 相手の話を否定せず、しっかりと聴きましょう
- 相手のこれまでの苦勞をねぎらいましょう
- 心配していることを伝えましょう
- わかりやすく、かつゆっくりと話をしましょう
- 一緒に考えることが支援です
- 準備やスキルアップも大切です
- 自分が相談にのって困ったときのつなぎ先(相談窓口等)を知っておきましょう
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切です

まずは、声をかけることから始めてみませんか。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

厚生労働省自殺対策推進室 HP
http://www.mhlw.go.jp/fst/seisakunitsite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisishukushi/jisatsu/
※誰でもゲートキーパー手帳の他に、ゲートキーパー養成研修用テキスト、DVDを公開しています。

あなたも、「ゲートキーパー」の輪に加わりませんか？

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

(3) 自殺予防の普及・啓発

《現状と課題》

自殺に追い込まれる危機というのは、「誰にでも起こりうる危機」ですが、追い込まれた人の心情や背景が理解されにくい実情があります。そのため、心情や背景への理解を深めるとともに、誰かに助けを求めることが出来るということが、社会全体の共通認識となるよう、普及啓発を行う必要があります。

自殺に追い込まれる人は、不眠・原因不明の体調不良などの自殺の危険性を示すサインを発していることが多いと言われます。身近にいるかもしれない自殺に追い込まれる人のサインに早期に気づき、精神科医等の専門家につなぎ、協力しながら見守っていけるよう、市民全員が正しい知識を習得できるよう普及啓発を行う必要があります。



主な取り組み

市民の取り組み

- 自殺に追い込まれる人の心情や背景への理解を深める。
- いのちの大切さを学ぶ。

市の取り組み

- 自殺予防の普及啓発を行っていきます。

| | |
|---|-------|
| 自殺予防について学び、命の大切さを理解する機会を作るため、こころの健康づくり講演会（自殺予防対策講演会）を開催します。 | 健康推進課 |
| 気持ちが落ち込んだ時のセルフケアの方法等を周知することにより、自殺予防に努めます。 | 健康推進課 |
| 自殺予防週間（9月10日～16日まで）と自殺対策強化月間（3月）において、普及啓発活動を実施します。 | 健康推進課 |
| ホームページや市報等により、自殺・自殺関連を含めた精神保健福祉に関する正しい知識の普及を促進するとともに、悩みを抱えている方に問題解決を図るため適切な相談窓口に関する情報発信をします。 | 健康推進課 |
| スマートフォンやSNSの普及により、気軽に、セルフチェックや相談ができるツールが開発・研究されており、これらの知見を活用して、市民がチェックしやすく、様々な相談機関の紹介につながるようなセルフチェックできるツールの導入に努めます。 | 健康推進課 |

(4) 児童生徒の命の大切さを実感できる教育の推進

《現状と課題》

厚生労働省の令和3年度版自殺対策白書（令和2年の状況）によれば、「19歳以下」又は「学生・生徒等」における自殺の原因・動機は、いずれも「学校問題」が最多となっており、次いで「健康問題」「家庭問題」となっています。

| 原因・動機別 | 年齢階級別 | ～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳～ | 不詳 | 合計 |
|---------|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|----|--------|
| 合計 | 計 | 715 | 2,506 | 2,719 | 3,650 | 3,562 | 2,829 | 2,829 | 2,072 | 0 | 20,882 |
| | 男 | 376 | 1,570 | 1 | | | | | | | |
| | 女 | 339 | 936 | | | | | | | | |
| 家庭問題 | 計 | 142 | 300 | | | | | | | | |
| | 男 | 73 | 185 | | | | | | | | |
| | 女 | 69 | 115 | | | | | | | | |
| 健康問題 | 計 | 166 | 799 | 1 | | | | | | | |
| | 男 | 67 | 383 | | | | | | | | |
| | 女 | 99 | 416 | | | | | | | | |
| 経済・生活問題 | 計 | 16 | 417 | | | | | | | | |
| | 男 | 12 | 356 | | | | | | | | |
| | 女 | 4 | 61 | | | | | | | | |
| 勤務問題 | 計 | 35 | 409 | | | | | | | | |
| | 男 | 29 | 295 | | | | | | | | |
| | 女 | 6 | 114 | | | | | | | | |
| 男女問題 | 計 | 57 | 241 | | | | | | | | |
| | 男 | 31 | 116 | | | | | | | | |
| | 女 | 26 | 125 | | | | | | | | |
| 学校問題 | 計 | 234 | 162 | | | | | | | | |
| | 男 | 126 | 119 | | | | | | | | |
| | 女 | 108 | 43 | | | | | | | | |
| その他 | 計 | 65 | 178 | | | | | | | | |
| | 男 | 38 | 116 | | | | | | | | |
| | 女 | 27 | 62 | | | | | | | | |

| 原因・動機別 | 職業別 | 職業別 | | | | | | | 不詳 | |
|---------|-----|---------------|--------------|------------|--------|-------|-----|---------------------|-------|-----|
| | | 自営業・ 家族従業者 | 被雇用者・ 勤め人 | 学生・生 徒等 | 無職者 | 主婦 | 失業者 | 年金・雇 用保険等 生活者 | | その他 |
| 合計 | 計 | 1,355 | 6,841 | 995 | 11,539 | 1,217 | 775 | 5,045 | 4,502 | 152 |
| | 男 | 1,171 | 5,131 | 562 | 6,440 | 0 | 641 | 2,913 | 2,886 | 121 |
| | 女 | 184 | 1,710 | 433 | 5,099 | 1,217 | 134 | 2,132 | 1,616 | 31 |
| 家庭問題 | 計 | 186 | 1,067 | 158 | 1,692 | 288 | 67 | 747 | 590 | 25 |
| | 男 | 152 | 741 | 84 | 840 | 0 | 52 | 425 | 363 | 19 |
| | 女 | 34 | 326 | 74 | 852 | 288 | 15 | 322 | 227 | 6 |
| 健康問題 | 計 | 454 | 2,215 | 247 | 7,236 | 835 | 260 | 3,607 | 2,534 | 43 |
| | 男 | 359 | 1,491 | 117 | 3,678 | 0 | 195 | 2,017 | 1,466 | 31 |
| | 女 | 95 | 724 | 130 | 3,558 | 835 | 65 | 1,590 | 1,068 | 12 |
| 経済・生活問題 | 計 | 465 | 1,145 | 63 | 1,485 | 33 | 337 | 313 | 802 | 58 |
| | 男 | 437 | 1,023 | 46 | 1,232 | 0 | 304 | 243 | 685 | 53 |
| | 女 | 28 | 122 | 17 | 253 | 33 | 33 | 70 | 117 | 5 |
| 勤務問題 | 計 | 141 | 1,583 | 4 | 187 | 9 | 50 | 10 | 118 | 3 |
| | 男 | 132 | 1,309 | 2 | 145 | 0 | 41 | 9 | 95 | 3 |
| | 女 | 9 | 274 | 2 | 42 | 9 | 9 | 1 | 23 | 0 |
| 男女問題 | 計 | 48 | 466 | 65 | 211 | 11 | 26 | 28 | 146 | 9 |
| | 男 | 38 | 294 | 33 | 93 | 0 | 17 | 14 | 62 | 4 |
| | 女 | 10 | 172 | 32 | 118 | 11 | 9 | 14 | 84 | 5 |
| 学校問題 | 計 | 0 | 9 | 371 | 24 | 0 | 0 | 0 | 24 | 1 |
| | 男 | 0 | 6 | 228 | 18 | 0 | 0 | 0 | 18 | 1 |
| | 女 | 0 | 3 | 143 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 |
| その他 | 計 | 61 | 356 | 87 | 704 | 41 | 35 | 340 | 288 | 13 |
| | 男 | 53 | 267 | 52 | 434 | 0 | 32 | 205 | 197 | 10 |
| | 女 | 8 | 89 | 35 | 270 | 41 | 3 | 135 | 91 | 3 |

注：1) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
 2) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(15,127人)とは一致しない。
 3) 「その他」は、「利子・配当・家賃等生活者」、「浮浪者」及び「その他の無職者」を足し合わせたもの。

20歳未満の若年層、特に児童・生徒は、地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくありません。

様々な相談先があることを普及啓発するとともに、様々な困難に対応できるスキルやセルフケア、SOSの出し方・友人のSOSに気付くことなどの教育を実施する必要があります。

子どもが「死にたい」と打ち明けたとき、家族や教職員、地域の方などの周りの大人が、訴えを傾聴し、適切な対応ができるようにする必要があります。また、家族や教職員などの周りの大人は、子どもや若者が出したSOSへの気づきの力を高め、適切に対応できるようにする必要があります。

家庭と学校と地域と関係機関等が連携を強化することが重要になります。



主な取り組み

市民の取り組み

子ども・若者

- 悩みを周りの大人へ相談しましょう。
- セルフケアや SOS の出し方，友人の SOS に気付くことなど，自殺予防の知識を身に付けましょう。

家族・地域の支援者

- ゲートキーパー研修会等に参加し，自殺予防の知識を身に付けましょう。
- 学校や相談機関など複数の支援者や関係機関と連携しましょう。

市の取り組み

○子ども・若者・家族や地域の支援者に対し，自殺予防について普及啓発していきます。

| | |
|---|--------------|
| 小・中学校等において，命や暮らしの危機に直面したとき，誰にどのように助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に，悩みの相談や問題解決に活用する「SOS の出し方に関する教育」を推進していきます。 | 指導課 |
| 子どもが出した SOS への気付きの力を高め，適切に対応できるよう教職員の資質の向上を図ります。 | 指導課 |
| 教職員や支援者が，子どもの些細な言動から，個々の置かれた状況や心理状況を推し量り，適切な対応ができるように，ゲートキーパー研修会等を実施していきます。 | 健康推進課 指導課 |
| アンケート調査や教育相談等を実施し，悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めます。 | 指導課 |
| 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により，児童生徒の状況を的確に把握し，スクールカウンセラー等による支援を行うなど，心の健康問題に適切な対応に努めます。 | 指導課 |